

## 平成29年度 第2回札幌市コンプライアンス委員会議事録

【日時】 平成30年3月27日（火）午後2時～午後3時30分

【場所】 市役所本庁舎8階 1号会議室

【委員出席者】 石黒 匡人 委員長、舩田 雅彦 副委員長、山上 晃広 委員、皆川 洋美 委員（欠席 中川 寛子 委員）

【市側出席者】 総務局行政部長、行政監察担当課長、コンプライアンス推進担当係長、職員部調査担当課長、人事課服務担当係長、勤労課長、給与二係長、交通局事業管理部長、総務課長、職員係長、水道局総務部総務課長、病院局経営管理部総務課長、消防局総務部職員課長、職員係長、教育委員会学校教育部教職員課長 ほか

### 【会議内容】

#### 1 本委員会の非公開について

本日の議題は、個人情報等を含む具体的な事案内容が話題となることが考えられるため、札幌市コンプライアンス委員会規則第4条第5項により原則どおり非公開とすることについて、各委員の了解を得られた。

#### 2 公益通報の運用状況等について

事務局から資料1に基づき、公益通報の運用状況及び職員の不正行為に関する情報の取扱いの運用状況について報告があった。

#### 3 住居手当に係る調査について

関係部局から、「職員の持家であるにもかかわらず親族を所有者とした賃貸借契約書を作成し、借家借間の住居手当を受給している」との外部通報窓口への公益通報について、調査を行った結果、受給要件に合致しない職員が1名判明したとの報告があった。

また、職員部から、関係部局による調査の結果を受け、住居手当の受給状況について、現在全庁点検中であるとの報告があった。

委員からの質疑等における関係部局の応答は主に次のとおり。

- その職員は増改築した父親名義の二世帯住宅に住み、父親と賃貸借契約を結んでいたが、職員は増改築費用の多くを住宅ローンを組んで負担していたことから、間もなく家賃を支払うことなく、住宅ローンだけを返済するようになった。その職員の意識については、家賃の支払いと住宅ローンの返済が同一レベルの認識だったと思われる。
- 住宅ローンの返済がなくなった以降の職員の意識については、変更を届け出ることなく漫然と手当を受け取っていたとの申立てであり、家賃の支払いが住居手当の支給要件と意識していたかもわからない。
- 住居手当の過払い分の返還については、時効消滅部分も、自主返納を促す予定であり、その職員も過払いの全額の返還の意思を示している。

これら質疑等の後、委員からは、主に次の意見等があった。

- これから職員の処分の検討を進める上で、本日の質問内容も踏まえ、どういう経緯であったか、またどういう意識であったか等、詳しく吟味していただきたい。
- 再発防止策について、本来受給できない者が間違えて受給することのないようにという観点はもちろんだが、悪意をもって不正受給する者を排除することも必要であり、最終的には、領収書等の原本の確認をする必要があるのではないか。
- 親族間契約では家賃の未払いがあっても催促されず、そのまま住んでいられる可能性があるため、家賃支払いの確認について検討が必要。
- 所有者となっている親族が亡くなっていることを所属に伝えず、相続登記未了の状態の場合、この親族が亡くなったことを把握する方法があるのか検討が必要。
- 現況確認の手法及び手続きの見直しについて検討する際に、指摘のあったところを踏まえ、是非良い仕組みを考えていただきたい。

#### 4 特定会議出席に伴う出張に係る調査結果について

内部通報窓口へ公益通報のあった、被通報者が自己都合により延泊する出張の日程を繰り返し組んでいるとの通報について、経過及び調査結果について、関係部局から報告があった。

委員からの質疑等における関係部局の応答は主に次のとおり。

- 被通報者の宿泊を伴う出張は4回。3回は他の職員が行ったとしても、業務内容に照らし、同様の行程を組んだもの。残りの1回は、天候不順により

復路飛行機欠航もしくは大幅な遅延の可能性が高いため、やむなく後泊としたもの。翌日は振り替え可能な最も早い便で帰札している。いずれも本市の運用に照らして、適正な出張が行われていた。

- 平成 26 年度以降の所属課の全ての出張について確認したところ、本市の運用を逸脱するようなものはなかった。

委員からは、なぜこのような通報に至ったのか判然としないとの意見があったものの、対応等について意見は出されなかった。

## 5 その他

事務局から、議事録のあり方及び公表時期について提案があり、各委員の了解が得られた。